

| | | | | | | |
|--|--|--|---|---|------|----|
| 大島商船高等専門学校 | | 開講年度 | 令和04年度 (2022年度) | 授業科目 | 海事法規 | |
| 科目基礎情報 | | | | | | |
| 科目番号 | 0225 | 科目区分 | 専門 / 必修 | | | |
| 授業形態 | 授業 | 単位の種別と単位数 | 履修単位: 1 | | | |
| 開設学科 | 商船学科 | 対象学年 | 5 | | | |
| 開設期 | 後期 | 週時間数 | 2 | | | |
| 教科書/教材 | 海事試験六法 (成山堂) | | | | | |
| 担当教員 | 山口 伸弥 | | | | | |
| 到達目標 | | | | | | |
| (1) 船舶を安全に運行し、船員の労働関係を円滑に推進する法令を学習し習得することができる。 (2) 海事全般にわたる海事関係の諸法令・諸規範を学び習得することができる。 (3) 海事従事者としての諸法令や規範を学び習得することができる。 (4) 国内法は国際法規と密接に関係している事を学び習得することができる。 | | | | | | |
| ルーブリック | | | | | | |
| | 理想的な到達レベルの目安 | 標準的な到達レベルの目安 | 未到達レベルの目安 | | | |
| 評価項目1 | 船舶を安全に運行し、船員の労働関係を円滑に推進する法令を学習し習得することができる。 | 船舶を安全に運行し、船員の労働関係を円滑に推進する法令を学習し習得することができる。 | 船舶を安全に運行し、船員の労働関係を円滑に推進する法令を学習し習得することができない。 | | | |
| 評価項目2 | 海事全般にわたる海事関係の諸法令・諸規範を学び習得することができる。 | 海事全般にわたる海事関係の諸法令・諸規範を学び習得することができる。 | 海事全般にわたる海事関係の諸法令・諸規範を学び習得することができない。 | | | |
| 評価項目3 | 海事従事者としての諸法令や規範を学び習得することができる。 | 海事従事者としての諸法令や規範を学び習得することができる。 | 海事従事者としての諸法令や規範を学び習得することができない。 | | | |
| 評価項目4 | 国内法は国際法規と密接に関係している事を学び習得することができる。 | 国内法は国際法規と密接に関係している事を学び習得することができる。 | 国内法は国際法規と密接に関係している事を学び習得することができない。 | | | |
| 学科の到達目標項目との関係 | | | | | | |
| 本校 (1)-b 商船 (2)-a | | | | | | |
| 教育方法等 | | | | | | |
| 概要 | 海事法規領域では、法の知識を活用して船舶の安全運航及び船舶を運用管理する基礎能力を習得する。船や船員を取り巻く法律のうち、海上交通法を除いたものを海事法として取り上げる。海事法には、「船舶安全法」のように船舶に関するもの、「船員法」のように船員に関するものがある。また、「SOLAS条約」や「MARPOL条約」等の海事関係国際条約もある。海事法を学ぶ序章において、身近なことから、法整備の歴史的背景も含め、船舶及び船員を取り巻く法律についての知識を身につけることを目的とする。この科目は練習船の教員が現場経験を活かし、船舶の運航および管理に関する法令について、講義形式で授業を行うものである。 | | | | | |
| 授業の進め方・方法 | 三級海技士（機関）口述試験に出題される法規に関する問題を中心に講義形式で行う。 | | | | | |
| 注意点 | | | | | | |
| 授業の属性・履修上の区分 | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> アクティブラーニング | | <input checked="" type="checkbox"/> ICT 利用 | | <input checked="" type="checkbox"/> 遠隔授業対応 | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 実務経験のある教員による授業 | | | | | | |
| 授業計画 | | | | | | |
| | | 週 | 授業内容 | 週ごとの到達目標 | | |
| 後期 | 3rdQ | 1週 | 法律を読むのにあたって必要な基礎知識 (1) | 法令の種類、法令用語等について認識している。 | | |
| | | 2週 | 法律を読むのにあたって必要な基礎知識 (2) | 法令の種類、法令用語等について認識している。 | | |
| | | 3週 | 船員法 (1) | 船員の労働条件、船長の職務権限・規律などの法目的を認識している。 | | |
| | | 4週 | 船員法 (2) | 船員の労働条件、船長の職務権限・規律などの法目的を認識している。 | | |
| | | 5週 | 船員労働安全衛生規則 | 船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し船員の遵守すべき事項について認識している。 | | |
| | | 6週 | 船舶職員及び小型船舶操縦者法 | 海技士の乗り組み基準、乗船基準について認識している。 | | |
| | | 7週 | 海難審判法 | 海難の定義について認識している。 | | |
| | | 8週 | 後期中間試験 | 1週から7週までの内容を理解している。 | | |
| | 4thQ | 9週 | 船舶安全法 | 法の目的を理解し、船舶の堪航性について認識している。 | | |
| | | 10週 | 船舶設備規程 | 船舶の電気設備に関する規定について認識している。 | | |
| | | 11週 | 船舶機関規則 | 船舶の機関に関する規定について認識している。 | | |
| | | 12週 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (1) | 油、有害液体物質、廃棄物の排出規制について認識している。 | | |
| | | 13週 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (2) | 油、有害液体物質、廃棄物の排出規制について認識している。 | | |
| | | 14週 | 国際海事法 (1) (IMO、STCW、SOLAS、MARPOL等) | 法整備の歴史的背景を認識している。 | | |
| | | 15週 | 国際海事法 (2) (IMO、STCW、SOLAS、MARPOL等) | 法整備の歴史的背景を認識している。 | | |
| | | 16週 | 学年末試験 | 9週から15週までの内容を理解している。 | | |
| 評価割合 | | | | | | |
| | 定期試験 | レポート | 出席状況 | 授業態度 | その他 | 合計 |

| | | | | | | |
|---------|----|---|----|----|---|-----|
| 総合評価割合 | 70 | 0 | 15 | 15 | 0 | 100 |
| 基礎的能力 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 専門的能力 | 70 | 0 | 15 | 15 | 0 | 100 |
| 分野横断的能力 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |